○沖縄総合事務局告示第二十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十年四月二十七日

沖縄総合事務局長　能登　靖

第１　起業者の名称　沖縄県

第２　事業の種類　県道宜野湾南風原線道路改築事業（沖縄県島尻郡南風原町字宮平平原地内から同町字兼城西平原地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　沖縄県島尻郡南風原町字宮平平原、字兼城大名原及び字兼城西平原地内

２　使用の部分　沖縄県島尻郡南風原町字兼城西平原地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、沖縄県那覇市首里崎山町四丁目地内から同県島尻郡南風原町字兼城地内までの全長1,780ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道宜野湾南風原線道路改築事業」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地にかかる部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する工事であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道宜野湾南風原線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により沖縄県知事が県道に認定した路線であり、沖縄県は同法第15条の規定により本路線の道路管理者となることから、起業者である沖縄県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、沖縄本島中部圏に位置する宜野湾市の真栄原交差点を起点とし、浦添市、那覇市を経由して南風原町の喜屋武（南）交差点を終点とする本島中南部を縦断する延長11,200ｍの道路である。

本路線は、島尻郡南風原町字喜屋武地内において、平成30年代前半に完成を目途としている地域高規格道路南部東道路と連結することにより、一般国道507号、県道糸満与那原線、沖縄自動車道及び那覇空港自動車道を柱とした道路ネットワークが構築され、南風原町においては伝統的工芸品の琉球絣や南風原花織の普及促進を図る目的で設置された琉球かすり会館へ観光客を誘致するとともに、戦争遺跡文化財に指定されている沖縄陸軍病院南風原壕群20号とその周辺施設における平和学習の強化や南部戦跡巡り、かぼちゃや生産量日本一のヘチマ、花き類であるストレリチアなど農産物等の県内外への円滑な出荷、あざまさんさんビーチをはじめとする海洋リゾート地や、世界文化遺産に指定されている斎場御嶽や神の島と称される久高島など南部圏域の物流の効率化や産業支援、観光支援などの効果が期待される道路である。

本路線の終点側に位置する島尻郡南風原町は、県庁所在地である那覇市と隣接していることから、近年、人口増加によるベッドタウン化及び大型商業施設等が急速に連立しており、沖縄県立南部医療センターの立地を受け、医療関連施設の集積が進んでいる。

また、近隣に沖縄自動車道那覇インターチェンジや沖縄都市モノレール首里駅が位置しており、さらに一般国道329号南風原バイパスの整備も進んでいることから、中城湾港マリンタウン西原与那原地区からの物流や通勤及び大型ＭＩＣＥ施設建設に伴う交通量の増加等に対応する交通結節点としての特性を活かしたまちづくりを目指している地域である。

特に、本路線のうち本件区間においては、那覇市を中心に放射状に伸びた主要幹線道路が位置しているとともに、沖縄県災害拠点病院の指定を受けている沖縄県立南部医療センター・こども医療センターや、戦前戦後の沖縄を知る上で貴重な資料を保存保管している沖縄県公文書館、公共交通機関の営業所などが存しており、円滑な交通が求められている地域である。このため、歩道幅員を広げ４車線道路とすることによる安全で快適な沿道環境の整備を進めており、本件区間1,780ｍのうち1,340ｍについては工事の完了に伴い順次供用開始されている。

しかしながら、本件区間のうち、沖縄県島尻郡南風原町字新川地内の新川（南）交差点から同町字兼城地内の町道11号線との接続地点までの現道においては、片側１車線道路であり、曲線半径が51ｍとなる区間及び縦断勾配が6.59％となる区間を有しており、計画設計速度50㎞／ｈにおける道路構造令（昭和45年政令第320号）の基準値である最小曲線半径（Ｒ＝100ｍ）及び縦断勾配（ｉ＝６％）を充足しておらず、制限速度は30㎞／ｈとなっている。本件区間の起点における設計速度が50㎞／ｈ、制限速度が40㎞／ｈであるため、進入時の制限速度の変更により、交通の安全上好ましくない状況に加え、歩道幅員狭小により歩行者及び自転車（以下「歩行者等」）の交通量が多いにもかかわらず、道路構造令に定める自転車歩行者道の幅員を満たしていないため、歩行者等の安全かつ円滑な通行が確保されていない状況にある。

このため、アクセス機能が不十分となり、一般国道329号兼城交差点付近において、本件区間内で約350ｍ、那覇糸満線で約290ｍの渋滞が朝夕の通勤時間帯に発生している。

本件事業の完成により、線形不良が解消され、安全で快適な沿道環境が整備されるとともに、４車線となることにより中南部地域への利便性の向上、アクセス強化が図られ、本件区間内に存する沖縄県立南部医療センター・こども医療センターへの緊急車両等の通行時間の短縮、あるいは自然災害発生時における近隣住民等の避難路としての機能など安全かつ円滑な自動車交通の確保に大きく効果を発揮するものである。

更に、南部東地域のアクセス向上と骨格幹線交通網（ハシゴ道路）の拡充の推進を目的として整備を進めている南部東道路は、物流の効率化、沿道環境の向上及び沖縄県立南部医療センター・こども医療センターへの緊急車両等の通行時間の短縮が見込まれているが、その効果を十分に発揮するためにも、南部東道路と連結する本件区間の整備が不可欠となっている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度、存すると認められる。

(2)　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響について、本件事業は「環境影響評価法」（平成９年法律第81号）及び「沖縄県環境影響評価条例」（平成12年条例第77号）で定める環境評価対象外の事業であるが、環境影響評価法等に準じて、本件区間のうち既に供用を開始している区間及び用地取得が完了し整備中である区間を除く沖縄県島尻郡南風原町字宮平平原地内から同町字兼城西平原地内の440ｍ区間において任意にて環境影響評価を実施している。

その結果によると、大気質については工事期間中及び存在・供用時において環境基準を満足しており、騒音、振動についても工事期間中及び存在・供用時におけるレベルは、環境基準及び要請限度を満たしている。また、騒音についての保全措置として、排水性舗装を適用することにより、道路交通騒音の低減を図っている。